○経済産業省告示第二十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十四年二月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年二月二十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	（変更後）	（変更前）
405505	梶山　妙子	小久保妙子

○経済産業省告示第二十八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十四年二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年二月二十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	氏名
105060	本橋　正美
400033	小藤　勝也
404037	加藤　順一
404082	山田　浩
404092	渡辺　博紀
404110	山本　竜一
404142	髙藤富見雄
404156	石亀　一郎
404266	吉江　祐樹

○経済産業省告示第二十九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第四号の規定に基づき、平成二十三年十一月二十五日付け経済産業省告示第二百二十八号（中小企業信用保険法第二条第四項第四号の規定に基づき災害及び地域を指定する件）の指定の期間の欄中「平成二十四年二月二十四日まで」を「平成二十四年五月二十四日まで」に改めたので告示する。

平成二十四年二月二十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	氏名
105952	宮﨑繁次郎
400067	平岡　浩
404041	藤田　康弘
404085	今井　保
404102	斉藤　雅人
404119	高村　秀嗣
404145	赤井　剛
404194	佐藤　隆

○経済産業省告示第三十号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十三条第一項から第三項までの登録をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十四年二月二十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　登録認証機関の名称　ビューローベリタスジャパン株式会社

二　登録年月日　平成二十四年一月二十七日

三　登録認証機関の所在地　神奈川県横浜市中区山下町1番地シルクビル

四　登録の区分　A（土木及び建築）、B（一般機械）、H（非鉄金属）、K（化学）、Z（その他）

五　認証を行う事務所の名称及び所在地

ビューローベリタスジャパン株式会社　システム認証事業本部

神奈川県横浜市中区山下町1番地シルクビル

○国土交通省告示第百九十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十四日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　中国横断自動車道尾道松江線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
雲南市木次町下熊谷五九六番四から同市木次町下熊谷八〇九番一まで	前	最大 一五六 最小 一〇	一一八
	後	最大 一五六 最小 一五	

○国土交通省告示第百九十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十四日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　中央自動車道富士吉田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
八王子市裏高尾町八一三番二から同市裏高尾町一〇七一番二まで	前	最大 二一五 最小 九五	六〇五
	後	最大 二一五 最小 九五	

○国土交通省告示第百九十六号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十一日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月二十四日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第3645号	船外機（小型船舶用）	D27	ヤンマー株式会社	大阪府大阪市北区鶴野町1番9号
第3646号	〃	D36	〃	〃
第3647号	救助艇の船外機	D27	〃	〃
第3648号	〃	D36	〃	〃

○環境省告示第十四号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第二項第二号ロ及びニの規定に基づき、特定廃棄物の固型化の方法等を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年二月二十四日

環境大臣　細野　豪志

特定廃棄物の固型化の方法等

（特定廃棄物の固型化の方法）

第一条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号。以下「規則」という。）第二十六条第二項第二号ロの環境大臣が定める方法は、セメントその他の結合材により固型化する方法とする。

（不透水性土壌層の要件）

第二条　規則第二十六条第二項第二号ニの規定により特定廃棄物を埋め立てる場所に敷設する不透水性土壌層は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものでなければならない。

一　前条に規定する方法により固型化した特定廃棄物（以下「固型化物」という。）が次に掲げる基準のいずれにも該当する場合　厚さがおおむね三十センチメートル以上である粘土混合土の層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する層であること。

イ　セメントの配合量は、固型化物一立方メートル当たり百五十キログラム以上であること。

ロ　埋立処分を行う際における一軸圧縮強度が〇・九八メガパスカル以上であること。

二　前号に掲げる場合以外の場合　厚さがおおむね三十センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒十ナノメートル以下であるベントナイトその他の材料の層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する層であること。